

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第30号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「堆積」を「堆積」に、「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）による有線ラジオ放送業務（共同聴取業務に限る）」を「放送法（昭和25年法律第132号）による一般放送の業務（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。）に限る。以下「一般放送業務」という）」に、「（有線ラジオ放送業務）」を「（一般放送業務）」に改める。

別表第3中「勾配」を「勾配」に、

- 「 21 有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）による有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- 22 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

を

- 「 21 放送法による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

に、「23 電気事業法」を「22 電気事業法」に、「24 ガス事業法」を「23 ガス事業法」に、「25 水道法」を「24 水道法」に、「26 道路交通法」を「25 道路交通法」に、「27 文化財保護法」を「26 文化財保護法」に、「28 都市公園法」を「27 都市公園法」に、「29 自然公園法」を「28 自然公園法」に、「30 鉱業法」を「29 鉱業法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定により同法附則第2条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号。以下「旧有線放送電話法」という。）の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第3条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為については、この条例による改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

都市計画課

県営土地区画整理事業施行条例を廃止する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第31号

県営土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

県営土地区画整理事業施行条例（昭和36年長野県条例第70号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2中

「 建設工事紛争審査会の委員及び特別委員 | 土地地区画整理審議会の委員 | 」を

「 建設工事紛争審査会の委員及び特別委員 | 」に改める。

都市計画課

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第32号

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例

県営住宅等に関する条例（昭和35年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「の各号（）」の次に「高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第1号、第3号及び第4号、」を加え、「、第3号」を「第4号」に改め、同項第3号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号中「（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第6条第1項に規定する者にあつては、法第23条第2号及び第3号）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第4号、第14条第1項第1号及び第23条第3項において同じ。）があること。

第4条第2項第1号中「政令」を「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）」に改める。

第14条第1項第1号及び第23条第3項中「法第23条第1号に規定する」を削る。

第29条第2項中「、第14条第1項第1号」を削り、「（）」と「）」とに改め、「（住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第12条において準用する）」及び「、「法第23条第2号」とあるのは「住改法第29条において準用する法第23条第2号」と、「法第24条第2項」とあるのは、「住改法第29条において準用する法第24条第2項」とを削り、「住宅地区改良法施行令第12条の）」を「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第12条の）」に改め、同条第3項中「法第23条第1号に規定する」を削る。

第31条後段を削る。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

住宅課

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第33号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第4号中「住所」の次に「(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名)」を加える。

第20条の3第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

第23条の2中「諏訪市」の次に「、安曇野市」を加える。

附則

この条例中第20条第1項第4号及び第20条の3第5号の改正規定は平成24年4月1日から、第23条の2の改正規定は同年10月1日から施行する。

建築指導課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第34号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（資本剰余金の処分）

第4条 法第32条第3項に規定する資本剰余金の処分は、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したことにより、損失を生じた場合において、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることにより行うものとする。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

企業局

県営水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第35号

県営水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例

県営水道用水料金徴収条例（昭和57年長野県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「49円32銭」を「46円63銭」に改める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

企業局

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第36号

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務調査費の交付に関する条例（平成13年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年4月1日から平成24年3月31日」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日」に改める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

総務課

長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第37号

長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

（長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号から第4号まで及び第6号中「校長」の次に「、副校長」を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

第2条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県総合教育センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第38号

長野県総合教育センター設置条例の一部を改正する条例

長野県総合教育センター設置条例（平成8年長野県条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県総合教育センター条例

第2条中「長野県総合教育センター」を「センター」に改め、同条を第3条とする。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、」を削り、「を塩尻市」を「（以下「センター」という。）を塩尻市」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野県総合教育センターの設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条の次に次の5条を加える。

（使用料の納付）

第4条 地方自治法第238条の4第7項の規定による長野県教育委員会の許可を受けてセンターを使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。

（使用料の額）

第5条 使用料の額は、別表のとおりとする。

（使用料の減免）

第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第7条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、第2条に規定する設置の目的に供するため、地方自治法第238条の4第9項の規定により使用の許可を取り消された場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用する者の責任によらない理由で使用できなくなったとき。
- (2) 使用の申込みをした者が別に定める日までにその申込みを取り消したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、長野県教育委員会が定める。

附則の次に次の別表を加える。

（別表）（第4条関係）

区 分	金 額		
	午前9時から 正午まで	午後零時30分 から午後5時 まで	午前9時から 午後5時まで
講 堂	円 6,400	円 9,800	円 16,200
第1研修室	2,700	3,900	6,600
第2研修室			
第9研修室	900	1,500	2,400
第10研修室			
第3研修室	1,000	1,500	2,500
第4研修室	900	1,400	2,300
第5研修室	1,800	2,600	4,400
第6研修室	700	1,200	1,900
第7研修室	700	1,100	1,800
第8研修室	1,300	1,900	3,200
グラウンド	2時間について 500円		
テニスコート	コート1面2時間について 1,000円		

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

教学指導課

県立長野図書館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第39号

県立長野図書館条例の一部を改正する条例

県立長野図書館条例（昭和25年長野県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「図書館協議会」を「、図書館法第14条の規定による図書館協議会（以下「協議会」という。）」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「図書館協議会」を「協議会」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから長野県教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課

長野県立歴史館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第40号

長野県立歴史館条例の一部を改正する条例

長野県立歴史館条例(平成6年長野県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(協議会)

第4条 歴史館に、博物館法第20条の規定による歴史館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから長野県教育委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は10名以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2中 「美術館協議会の委員」を

「美術館協議会の委員
歴史館協議会の委員」に改める。

文化財・生涯学習課

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第41号

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

長野県地方警察職員定数条例(昭和29年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「119人」を「120人」に、「251人」を「252人」に、「985人」を「986人」に、「1,017人」を「1,020人」に、「1,048人」を「1,049人」に、「3,869人」を「3,876人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

警 務 課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第42号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第12号中「1,700円」を「1,550円」に、「3,350円」を「3,100円」に改め、同項第22号中「2,550円」を「2,500円」に改め、同項第23号中「600円」を「550円」に改め、同項第28号を同項第29号とし、同項第27号を同項第28号とし、同項第26号を同項第27号とし、同項第25号中「2,650円」を「2,400円」に改め、同号を同項第26号とし、同項第24号の次に次の1号を加える。

(25) 法第104条の4第6項及び第7項の規定による運転経歴証明書の再交付

運転経歴証明書再交付手数料 1,000円

第9条第3項中「同項第24号」を「同項第27号」に改める。

別表第4の1中 「1,850円
2,000円」を 「1,600円
1,900円」に、「4,950

円」を「4,600円」に、「8,650円」を「7,700円」に、

「2,100円
2,050円」を 「1,800円
1,900円」に、「2,400円」を「2,200円」

に、「3,400円」を「3,050円」に、

(3) 特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又はけん引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん引第二種免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,000円
	イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,950円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,600円)
(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,050円
	イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,650円
(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,000円
	イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,500円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,700円)
(6) 仮運転免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,000円
	イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円

を

(3) 特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又はけん引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん引第二種免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円
	イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円
	ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,050円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,600円)
(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1,900円
	イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,500円
(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円
	イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円
	ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,600円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,650円)
(6) 仮運転免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,700円
	イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,550円

に、「3,100円」を「3,000円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、

同表の2中「3,950円」を「3,850円」に、「7,650円」を「6,950円」に、「4,300円」を「4,050円」に、「5,300円」を「4,900円」に改め、

同表の3中「2,100円」を「2,050円」に、「1,200円」を

「1,100円」に改め、同表の4中「3,650円」「1,200円」を

「3,600円」「1,100円」に改め、同表の5中「24,700円」を「23,500円」

に、「それぞれ2万4,700円」を「それぞれ2万3,500円」に、「20,500円」を「19,650円」に、「それぞれ2万500円」を「それぞれ1万9,650円」に、「14,100円」を「14,500円」に、「それぞれ1万4,100円」を「それぞれ1万4,500円」に、「22,450円」を「21,850円」に、「それぞれ2万2,450円」を「それぞれ2万1,850円」に改め、同5の備考の1中「2万4,700円」を「2万3,500円」に、「3,750円」を「2,950円」に、「2万500円」を「1万9,650円」に、「950円」を「900円」に、「1万4,100円」を「1万4,500円」に、「2万2,450円」を「2万1,850円」に、「3,250円」を「3,050円」に改め、同備考の2中「2万4,700円」を「2万3,500円」に、「300円を、普通自動車免許」を「350円を、普通自動車免許」に、「2万500円」を「1万9,650円」に、「300円を、特定第一種運転免許」を「200円を、特定第一種運転免許」に、「1万4,100円」を「1万4,500円」に、「300円を減ずる」を「350円を減ずる」に改め、同5の付表中

4,150円	3,950円	1,350円	4,600円
7,050円	6,750円	2,250円	7,950円
2,150円	1,900円	2,150円	-
2,150円	1,900円	2,150円	-
2,200円	1,950円	2,050円	-
2,200円	2,000円	2,000円	3,200円
-	-	-	2,750円

4,150円	3,750円	1,300円	4,450円
7,000円	6,400円	2,200円	7,800円
2,100円	1,850円	2,100円	-
2,100円	1,850円	2,100円	-
2,250円	2,000円	2,250円	-
1,850円	1,950円	2,450円	3,150円
-	-	-	2,700円

6中「15,650円」を「15,000円」に、「それぞれ1万5,650円」を「それぞれ1万5,000円」に、「12,150円」を「11,800円」に、「それぞれ1万2,150円」を「それぞれ1万1,800円」に、「9,500円」を「9,450円」に、「それぞれ9,500円」を「それぞれ9,450円」に、「13,300円」を「12,850円」に、「それぞれ1万3,300円」を「それぞれ1万2,850円」に改め、同6の備考の1中「1万5,650円」を「1万5,000円」に、「3,450円」を「3,000円」に、「1万2,150円」を「1万1,800円」に、「900円」を「950円」に、「9,500円」を「9,450円」に、「1,100

円」を「1,050円」に、「1万3,300円」を「1万2,850円」に、「2,950円」を「3,050円」に改め、同備考の2中「1万5,650円」を「1万5,000円」に、「150円を」を「100円を」に、「1万2,150円」を「1万1,800円」に、「9,500円」を「9,450円」に改め、同6の付表中

4,450円	4,100円	1,350円	4,800円
1,300円	1,350円	1,300円	2,000円
1,250円	1,250円	1,250円	-
1,450円	1,250円	1,250円	-
1,450円	1,250円	1,250円	-
1,400円	1,200円	1,150円	-
-	-	-	2,750円

4,150円	3,750円	1,300円	4,450円
1,450円	1,400円	1,500円	1,900円
1,350円	1,300円	1,150円	-
1,450円	1,200円	1,250円	-
1,450円	1,200円	1,250円	-
1,350円	1,150円	1,150円	-
-	-	-	2,700円

7中「2,050円」を「1,950円」に、「3,050円」を「2,800円」に、「1,900円」を「1,700円」に、「3,550円」を「3,250円」に、

「1,150円」を「1,000円」に改め、同表の8中「2,600円」を「2,450円」に、「2,300円」を「2,200円」に、「4,200円」を「4,150円」に、「4,100円」を「4,050円」に、「1,350円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「750円」を「650円」に、「2,150円」を「2,100円」に、「2,800円」を「2,750円」に、「2,700円」を

「2,600円」に、「2,550円」を「2,450円」に、「700円」「1,050円」を

「600円」「950円」に、「1,700円（運転免許に係る講習に関する規則）」

を「1,500円（運転免許に係る講習等に関する規則）」に、「1,050円」を「950円」に、「13,400円」を「13,350円」に、「9,400円」を「9,200円」に改め、同表の9中「1,700円」を「1,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

東北信運転免許課

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第43号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「区分」を「各号に定めるところ」に改め、同項第2号中「その職務執行のとき」を「次の区分による。」に改め、同号に次のように加える。

- ア 別表第3の2に掲げる者にあつては、勤務した日の属する月の翌月
- イ 別表第3の3に掲げる者にあつては、その職務執行のとき
- ウ 別表第3の4に掲げる者にあつては、任命権者が定めるとき

第9条中「には」の次に「別表第3の2に掲げる月額による報酬を除き」を加える。

別表第3の1を次のように改める。

1 月額で支給する報酬

職名	報酬
議会の議長の秘書	182,000円以上357,000円以下の範囲において任命権者が定める額
専門委員	38,000円以上164,000円以下の範囲において任命権者が定める額

別表第3の3中「及び2」を「から3まで」に改め、同3を同表

の4とし、同表の2中

15,600円
12,800円
23,700円
15,600円

を

25,600円
23,000円
25,600円
23,000円

に

改め、同2を同表の3とし、同表の1の次に次のように加える。

2 日額と月額とを併せて支給する報酬

職名	報酬		
	日額	月額	
人事委員会の非常勤の委員	委員長	25,600円	75,600円
	委員	23,000円	65,600円
非常勤の監査委員		23,000円	81,600円
教育委員会の委員	委員長	25,600円	94,000円
	委員	23,000円	65,600円
公安委員会の委員	委員長	25,600円	81,600円
	委員	23,000円	64,000円
労働委員会の委員	会長	25,600円	81,600円
	公益委員	23,000円	65,600円
	その他の委員	23,000円	55,000円
選挙管理委員会の委員	委員長	25,600円	63,600円
	委員	23,000円	50,300円

（備考）非常勤の監査委員で議会の議員のうちから選任されたものに対しては、月額による報酬は支給しない。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
（特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「別表第2の2」を「別表第3の3」に改める。

人 事 課